

仕 様 書

当該仕様書は、霊園施設健全度調査業務の履行にあたり、札幌市役務契約約款に定めるもののほか、併せて札幌市（以下「委託者」という。）と本業務の委託を受ける者（以下「受託者」という。）との間に必要な事項を定める。

1 業務名

霊園施設健全度調査業務

2 業務対象

平岸霊園（札幌市豊平区平岸 5 条 15 丁目）

里塚霊園（札幌市清田区里塚 468 番地）

手稲平和霊園（札幌市西区平和 387 番地）

3 業務内容

本業務は、老朽化した市営霊園各構造物の改修工事計画を策定するにあたり、既往の霊園施設健全度調査結果の更新を行い、概算工事費を算出するものである。

(1) 既往調査結果の更新

委託者より提供される既往調査結果（「平成 28 年度霊園施設調査業務（平岸霊園）」「平成 29 年度霊園施設調査業務（里塚霊園）」「平成 29 年度霊園施設調査業務（手稲平和霊園）」を基に、各対象施設の健全度を下表の区分で調査し、結果を更新する。

区分		状態
I	健全	構造物の機能に支障が生じていない状態
II	予防保全段階	構造物の機能に支障が生じていないが、予防保全の観点から措置を講ずることが望ましい状態。
III	早期措置段階	構造物の機能に支障が生じる可能性があり、早期に措置を講ずべき状態。
IV	緊急措置段階	構造物の機能に支障が生じている、又は生じる可能性が著しく高く、緊急に措置を講ずるべき状態。

(2) 写真帳の作成

(1)の調査対象施設の写真を最低各 1 枚ずつ撮影し、写真帳にまとめる。

(3) 概算工事費の算出

(1)の調査結果で健全度Ⅲ及びⅣの評価となった施設について、概算工事費を算出する。なお、階段についてはバリアフリー化に必要な工事費、汲み取り式トイレについては簡易水洗等への設備改善に必要な工事費についても算出すること。

(4) 打ち合わせ協議

打ち合わせ協議を 3 回実施すること。

4 業務実施期間

業務着手の日から令和 7 年 3 月 14 日（金）までとする。

なお、墓参者の増加が見込まれるお盆期間（令和 6 年 8 月 10 日（土）～同月 18 日（日））は霊園内での作業を中止すること。

5 従事者要件

受託者は、本業務の処理について業務主任者を定め、本市に契約締結後速やかに主任技術者指定通知書及び経歴書により通知すること。業務主任者を変更した場合も同様とする。

業務主任者は、一級建築士、技術士：建設部門、技術士：総合技術監理部門、RCCM：造園部門、RCCM：都市計画及び地方計画のいずれかの資格を有する者とする。

7 業務着手届

受託者は、業務を着手したときは業務着手届を委託者へ提出しなければならない。

8 業務日程表

受託者は、業務着手届日までに、業務日程表を委託者へ提出すること。また、何らかの事由により日程に重要な変更が生じたときも同様とする。

9 納入成果品及び業務完了届

受託者は、当該業務を完了したときは、遅滞なく以下の書類を提出しなければならない。成果品を提出する前に、その内容について委託者と連絡を取ること。

- (1) 納入成果品
報告書1部（電子データ含む）
- (2) 業務完了届（役務－第9号様式）

10 環境負荷の低減

本業務においては、本市の環境マネジメントシステムに準じ、環境負荷低減に努めること。

- (1) 電気、水道、油、ガス等の使用にあたっては、極力節約に努めること。
- (2) ごみ減量及びリサイクルに努めること。
- (3) 両面コピーの徹底やミスコピーを減らすことで、紙の使用量を減らすよう努めること。
- (4) 自動車等を使用する場合は、できるだけ環境負荷の少ない車両を使用し、アイドリングストップの実施など環境に配慮した運転を心がけること。
- (5) 業務に係る用品等は、札幌市グリーン購入ガイドラインに従い、極力ガイドライン指定品を使用すること。

11 諸法規の遵守

受託者は、業務の施行にあたり、建設業法、労働基準法、職業安定法、労働安全衛生法、労働災害補償保険法、公害対策基本法、農薬取締法、道路交通法等の諸法令を遵守し、業務の円滑な進捗を図るとともに、諸法令の運用は、受託者の負担と責任において行わなければならない。

12 休日又は夜間における業務

業務実施の都合上、休日又は夜間に業務を必要とする場合は、あらかじめ業務員の承諾を得なければならない。

13 注意事項

- (1) 作業箇所に隣接する住人等に対し、事前に通知等を行うこと。
- (2) 墓地内外施設及び墓碑等に損害を与えないこと。
なお、墓碑等を損傷させた場合は、受託者の責において修復すること。
- (3) 墓地内施設若しくは墓碑等に損害又は異常がある場合は、適宜報告すること。
- (4) 業務遂行上知り得た秘密については、他人に漏らさないこと。
- (5) 本業務において制作した制作物の著作権等は札幌市に帰属する。また、制作物に関して使用した資料や素材等に著作権が含まれるものは、その一切の使用許可も含めて制作すること。併せて、本業務に係る著作者人格権を行使しないこと。

14 協議

前記業務内容に疑義が生じた場合、その他業務上必要な事項は、委託者受託者両者協議のうえ、これを決定するものとする。